



# 「住民投票条例」って何？

昨年末市議会に提案された武蔵野市住民投票条例案（以下「条例案」という）は、外国籍市民も投票に参加できるとした点に、反対論が突然浮上し、これと軌を一にして、多数の差別主義団体が押しかけ、ヘイトスピーチをまき散らしました。

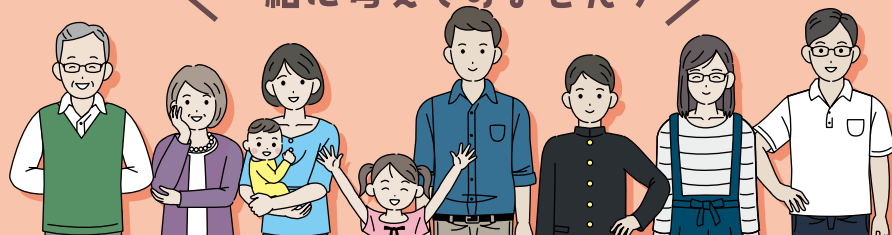
結局、市議会は、市民に周知が足りないとして条例案を否決（賛成 11 名、反対 14 名）。これを受け松下市長は、住民投票条例の基である自治基本条例の市民への周知に取り組み、理解を深めて再度住民投票条例案を提案するというのです。

私たち市民有志は、住民投票制度は、武蔵野市を市民自治によって、豊かでたくましいまちに発展させていくための大切な

制度だと考えています。そこで、「住民投票条例の制定をめざす武蔵野市民の会」を立ち上げ、住民投票条例の成立をめざしていくことにしました。

まずは学習会（裏面参照）を企画しましたので、ぜひご参加下さい。疑問をお持ちの方も、ご一緒に考えましょう。

一緒に考えてみませんか



## なぜ住民投票条例が必要なの？

今ある地方自治法で定められた住民投票請求は、選挙権者の1/50の賛同があっても、議会が認めなければ住民投票は行われません。そのため、これまで全国で行われた住民投票請求の9割以上は議会で否決され、市民の意思表示の機会が奪われています。横浜市の2021年カジノ誘致是非の住民投票も19万筆もの賛同署名がありながら、議会の反対で実施されませんでした。条例案は投票資格者の1/4の署名（≒32,000筆）が集まれば、議会の議決は不要で住民投票が行えます。**いざという時には市民が意見を表明する、市民自治のまちにするために住民投票条例は必要です。**

## 外国籍市民も住民投票に参加するの？

条例案の中で最も問題にされたのは、住民登録をして3か月以上武蔵野市に住んでいれば、国籍に関係なく住民投票ができる、参加資格についてでした。「外国籍市民に投票資格を認めると、外国人に市が乗っ取られる」等の荒唐無稽な話や、意図的に住民投票資格と選挙権を混同させる発言も多くなされました。しかし住民投票への参加資格は、市長や市議会議員を選ぶ選挙権ではありません。選挙権を外国人に認めるか否かは国の法律で決めることで、市で決められることではありません。

もともと、政府も「外国人の声を聴く仕組みづくり」の必要性を説き、各自治体に「多文化共生の推進に係る指針・計画」を策定するよう促しています。特別永住者のように、居住する自治体と特別に緊密な関係を持っておられる方はもちろんのこと、**地域社会の仲間である外国籍市民が、地域の大切な問題に住民としての意見を表明する住民投票に参加するのは当然のことではないでしょうか。**

今、世界の多くの都市で外国人の住民投票資格が認められ、ニューヨーク市のように、選挙権が認められる都市もあります。多様性は、人々の人権感覚を豊かにし、人と人とのつながりを強くしますが、それを認め合うには、学びや寛容な心、努力が必要です。武蔵野市から、多文化共生社会を実現しましょう。

## 国政や都政のテーマも投票するの？

住民の生活は、国政や都政とも密接に関係をしています。**国や都に決定権があるテーマであっても、自分たちの生活にかかわる問題について、住民投票で住民が意思表示できるのは、当然のことではないでしょうか。** これまでも、国の事業である吉野川可動堰の建設の賛否を問う徳島市（2000年）や基地建設のための辺野古埋立ての賛否を問う沖縄県（2019年）で住民投票が行われています。

## 条例案で示された住民投票の骨組み

### STEP1

住民投票を請求する市民の代表者が市長に申請

### STEP2

市長の確認を得た上で、請求する市民が賛同署名を集める

- ・ 2か月以内に有資格者の4分の1以上必要。
- ・ 有資格者は18歳以上で国籍に関わりなく居住歴3か月以上の市民。

### STEP3

署名が必要数以上集まれば、住民投票実施

- ・ 投票率50%以上で成立。投票の結果を市長・市議会は尊重する。
- ・ 投票率が50%未満の場合は不成立だが、開票し、結果を公表する。

## 住民投票条例の制定をめざす武蔵野市民の会

2022年4月17日発行

武蔵野市吉祥寺本町1-37-7  
0422-20-9031

<https://mu-jyorei.jimdosite.com/>



裏面へ

## 市長が住民投票を拒むことがあるの？

条例案では、市政に関する重要事項について住民投票請求ができるのは、市民だけであるとしています。その上で、市長は請求の内容について、それが住民投票できる事項であるかを確認しますが、これは条例に定められた明確な基準についての判断に過ぎません。

**市長が、自分に不都合な事項について「市政の重要事項ではない」として住民投票を拒むことは実際できません。**もし、市長が自分勝手に住民投票を拒んでも、市民は不服審査請求や行政訴訟などによって、それを正すことができます。

## 住民投票の結果は尊重されるの？

条例案による住民投票制度は「諮問型」で、市長や市議会は住民投票の結果に従う法的な義務はありません。しかし、条例案は明確に、「成立した住民投票の結果を尊重する」としており、結果を尊重しなければ政治責任が問われます。

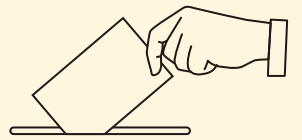
1997年に行われた沖縄県名護市の辺野古基地建設の是非を問う住民投票では、投票率が82.45%、投票の61.64%が反対でした。ところが、当時の市長は基地を受け入れたため、その責任をとって辞任せざるを得ませんでした。**住民投票の結果は、市長も市議会も尊重しなければなりません。**

# 学習会のご案内

会場開催 & ライブ配信

## 第1回 なぜ住民投票制度は必要なのか

5月21日(土) 午後7時～9時(開場6時45分)



### 「住民投票条例の意義について」

國分功一郎さん 東京大学大学院総合文化研究科教授(哲学)

2013年に実施された都市計画道路を巡る小平市の住民投票に関わる。著書に「来たるべき民主主義」(幻冬舎新書)、「暇と退屈の倫理学」(新潮文庫)他。



### 「外国籍市民への投票資格の保障について」

小原隆治さん 早稲田大学政治経済学術院教授(地方自治)

2007年～8年武蔵野市第四期長期計画調整計画策定委員。  
「立憲デモクラシーの会」呼びかけ人。



YouTubeによる  
ライブ配信を予定

<https://youtu.be/CzHdq13fPyQ>

会場開催

## 第2回 ヘイトスピーチ・ヘイトクライムとは何か

7月23日(土) 午後2時～4時(開場1時45分)

※第2回の受付は第1回実施後の  
5月22日より開始いたします。

### 師岡康子さん 弁護士

東京弁護士会外国人の権利に関する委員会委員。  
著書に「ヘイト・スピーチとは何か」(岩波新書)。



会場参加：資料代500円(当日払い/障がい者・高校生以下は無料)

会場：武蔵野スイングビル(武蔵境駅北口)11階レインボーサロン



● ネット申し込み

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/684501e9737492>

※ネット申し込みにご協力ください。

● FAX申し込み

送信先：0422-20-9031

氏名・住所・FAX番号・参加人数を明記。

※定員到達によりお断りする場合があります。